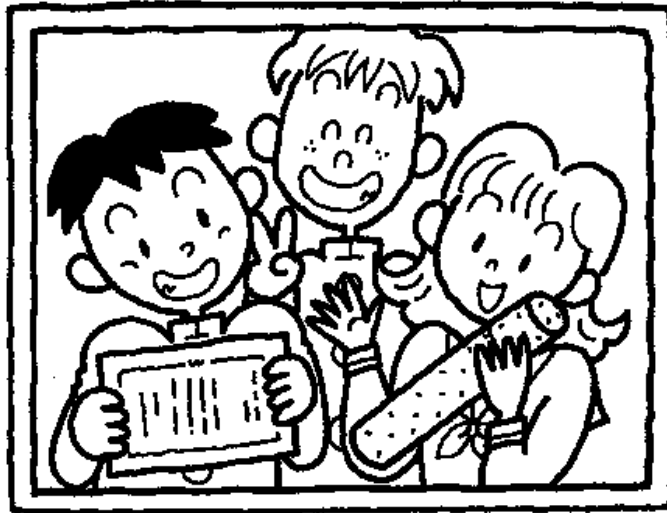


ご卒業 おめでとうございます

誰もが喜びあえる卒業式に



式の主役は、子ども・生徒たち

春…新しい旅立ちの季節。そして、子どもたちの成長・発達を確かめ合い、喜び合う素敵な季節。卒業は、生徒のみなさんにも、父母のみなさんにも、そして教職員にとっても、もっともうれしく、輝かしい瞬間です。

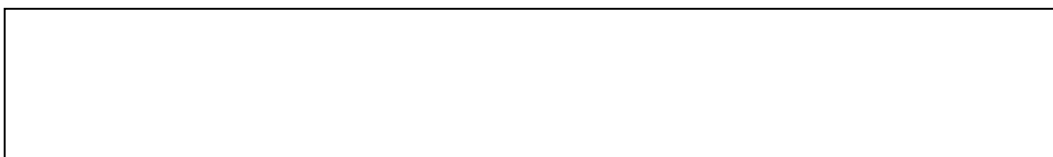
みんなが喜び合い、祝いあえる卒業式にしてもらいたいと思います。

ところが、教育委員会や校長先生から、卒業式や入学式で「『日の丸』を壇上に掲揚せよ」「『君が代』を式次第に入れ、起立して斉唱せよ」という押しつけがおこなわれています。

戦後65年たった現在においても、「日の丸」・「君が代」の歴史的経緯に照らし、国民の中には、「日の丸」に敬意を示すことや、「君が代」を歌うこと自体が、自らの思想・良心の自由に抵触し、抵抗があると考えた人が少なからず存在しています。このような考え方も、憲法19条の「思想及び良心」に含まれるものとして、憲法上の保護を受けることは当然のことです。

そのため生徒や教職員に「日の丸・君が代」を無理に押しつけることは間違っていると思います。

「日の丸・君が代」の押しつけはやめてください



「日の丸・君が代」押しつけは「内心の自由」を侵害する

「内心の自由」は
憲法が保障する
基本的人権です

2006年9月東京の教職員が東京都教育委員会及び東京都を相手取り、入学式・卒業式における「日の丸・君が代」の強制の違憲性を訴えた事案について、原告の訴えを全面的に認める画期的な判決を出しました。

判決は「日の丸・君が代」が「第2次大戦までの間、皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱として用いられてきたこと」を「否定しがたい歴史的事実」として、国旗に向かっての起立、国歌の斉唱などの押しつけは「思想・良心の自由を侵害」するものとしています。

「日の丸・君が代」の法制化

押しつけの根拠はどこにもありません

国旗・国歌法

第1条 国旗は日章旗とする。

第2条 国歌は君が代とする。

「法制化にあたり、国旗の掲揚等に関し、義務づけを行うことは考えておらず、したがって国民の生活になんら影響や変化が生ずることにはならないと考えている」

国民に対し、掲揚や斉唱を義務づけるものではありません

学習指導要領

「日の丸・君が代」押しつけの唯一のより所に

「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」

学習指導要領

学習指導要領は、確かに左のように記載されています。しかし、学習指導要領は法的な拘束力をもつものでないとの判例も出されています。

まして「壇上への掲揚」や「起立して斉唱」などと強制する根拠はどこにもありません。

ねらいは“戦争できる国づくり・人づくり”



私たちが「日の丸・君が代」押しつけに反対するのは、「日の丸・君が代」が過去の侵略戦争においてはたしてきた役割を思い浮かべるからです。今、同じ役割を「日の丸・君が代」に担わせようとする人がいるからです。

押しつけの動きは、憲法「改正」によって、自衛隊を自衛軍にする動きや、教育基本法改悪で「愛国心」を子どもたちに強制する動きと連動しています。そのねらいは、「物言わぬ教職員」によって「従順な国民」に教育させ「戦争できる国づくり・人づくり」をすすめることにあります。